

会計主体論と連結基礎概念の関係の再検討

山下 奨^a

要 旨

連結基礎概念における経済的単一体説は、会計主体論の企業主体説と結びつくのか、資本主説と結びつくのかを中心に、会計主体論と連結基礎概念の関係について見解が分かれている。本稿では、このような2つの見解がある会計主体論と連結基礎概念の関係について再検討を行っている。本稿では、2つの見解の差異について検討を行い、その原因が会計主体論の特徴への着目の違いにあることを示している。また、対立するように見える2つの見解について、会計主体論の企業主体説における負債と資本の区分の要否の解釈によっては矛盾しないことを指摘している。さらに、経済的単一体説が会計主体論の資本主説に結びつくという見解について、会計主体論の企業主体説の本質に改めて光を当てたものとして捉え直すことができることを示している。

JEL Classification Codes : M41

キーワード：会計主体論、連結基礎概念、資本主説、企業主体説、経済的単一体説

1 はじめに

米国基準および国際財務報告基準（IFRS）において開発・改訂された連結財務諸表に関する会計基準（FASB 2007; IASB 2008）の規定は、おおむね経済的単一体説（economic unit concept）と整合的であるといわれる。この経済的単一体説は、連結基礎概念（連結主体論）の1つであり、連結財務諸表における企業主体説（entity theory）とも呼ばれるとおり、会計主体論の企業主体説（entity theory）から導かれるとされる（Moonitz 1951 等）¹。一方で、経済的単一体説は、企業主体説と結び付くわけではないとされることもある（川本 2011 等）。むしろ、経済的単一体説は、連結基礎概念の親会社説（parent company concept）と同様に、会計主体論の資本主説（proprietary theory）と整合的であるといわれることもある（梅原 2006 等）。

このように、経済的単一体説がどの会計主体論と結びつくのかを中心に、会計主体論と連結基礎概念の関係について、大きく分けて2つの異なる見解があるように見える。なぜこのような2つの見解が存在するのであろうか。これらは、排他的なものなのであろうか、あるいは両立しうるものなのであろうか。本稿の目的は、このような問題意識のもと、会計主体論の企業主体説と連結基

礎概念の経済的単一体説の関係の2つの見解の差異の理由を検討することである。本稿の特徴は、①2つの見解の差異は、会計主体論の企業主体説の特徴への着目の違いにあることを指摘している点、②2つの見解は、会計主体論の企業主体説の捉え方によっては矛盾しないことを示している点、③負債と資本の区分が必要不可欠であるとするような企業主体説はその本質が資本主説に近く、川本（2011）等はそれに焦点を当てたものとして捉え直すことができると指摘している点にある。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、連結基礎概念の概要を説明する。第3節では、会計主体論と連結基礎概念の関係に関する異なる2つの見解を概観する。第4節では、会計主体論と連結基礎概念の関係に関する2つの見解がなぜ生じるのかを検討する。第5節では、結論を述べる。

2 連結基礎概念の概要

連結基礎概念に関する代表的な文献としては、Baxter and Spinney（1975）とFASB（1991）が挙げられる²。Baxter and Spinney（1975）では、資本主説（proprietary concept）、親会社説、親会社拡張説（parent company extension concept）、企業主体説（entity concept）の4

a 武蔵大学経済学部 准教授

¹ いずれも理論という呼ばれ方もあるが、本稿では説で統一する。

² 連結基礎概念と会計処理の関係について整理・考察したものとして、これらの他に、浅野（2000）、上田（2008）、小形（2004）（2005）、川本（2002）（2011）、黒川（1998）、高須（1998）、山地（2014）等、多くの研究がある。

つに、FASB (1991) では、親会社説、経済的単一体説、比例連結説 (proportionate consolidation concept) の3つにとりまとめられている³。このうち、両者共通の親会社説に加えて、Baxter and Spinney (1975) の資本主説と FASB (1991) の比例連結説、Baxter and Spinney (1975) の企業主体説と FASB (1991) の経済的単一体説は、それぞれ同様のものであると理解される。

以下では、4つの連結基礎概念について、Baxter and Spinney (1975)、FASB (1991)、企業会計基準委員会 (2013)、山地 (2014) 等をもとに、その概要を説明する。

(1) 資本主説 (比例連結説)

資本主説とは、連結財務諸表は資本主、すなわち親会社株主のために作成されるべきであるという考え方である。具体的な会計処理の特徴としては、たとえば、子会社の資産負債等について、親会社持分のみを連結し、子会社における非支配株主持分を全く計上しない方法が採られ、時価評価差額ものれんも親会社持分のみが計上されることが挙げられる。

(2) 親会社説

親会社説とは、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方である (企業会計基準委員会 2013, 51 項)。具体的な会計処理の特徴としては、たとえば、部分時価評価法と購入のれん方式が採られることが挙げられる。

(3) 親会社拡張説

親会社の株主持分を測定するという連結目的を維持したまま、経済的単一体説の特徴の一部を取り入れようとするものである。具体的な会計処理の特徴としては、たとえば、全面時価評価法と購入のれん方式が採られることが挙げられる⁴。

その本質は、親会社にとっての持分や利益を重視する点で、資本主説や親会社説と共通しているようにも思われる。これら3つの説は、親会社の資本と利益を重視する点で共通しており、その意味において、いわば広義の親会社説であるとか広義の資本主説と呼ぶこともできるであろう⁵。

ただし、親会社拡張説と整合的な全面時価評価法と購入のれん方式等の会計処理については、FASB (1991)

では経済的単一体説として整理されることもあり、経済的単一体説一貫入のれん方式 (黒川 1998)、経済的単一体説の類型 I (大雄 2010)、広義の経済的単一体説 (秋葉 2014) と、経済的単一体説の亜種として説明されることも少なくない。

(4) 経済的単一体説

経済的単一体説は、Moonitz (1942) (1951) によって提唱されたものである。経済的単一体説は、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる考え方である (企業会計基準委員会 2013, 51 項)。具体的な会計処理の特徴としては、たとえば、全面時価評価法と全部のれん方式が採られることが挙げられる。

(5) 4つの連結基礎概念に基づく会計処理等

先ほど挙げた4つの連結基礎概念に基づく会計処理等は、表1のとおりである。本稿で焦点を当てる経済的単一体説に基づく会計処理等の特徴としては、全部のれん方式のほか、非支配株主持分の資本での表示、その結果として支配獲得後の持分の変動が資本取引とみなされることなどが挙げられる。

3 会計主体論と連結基礎概念の関係に関する2つの見解

3.1 Moonitz (1951) 等における伝統的な見解

Moonitz (1942) は「連結財務諸表への企業主体説アプローチ (The Entity Theory Approach to Consolidated Statements)」, Moonitz (1951) は『連結財務諸表の企業主体説 (The Entity Theory of Consolidated Statements)』という題名が付いているように、会計主体論の企業主体説を連結財務諸表に適用した成果である。Moonitz (1942) (1951) では、その名のとおり、会計主体論の企業主体説と連結基礎概念の企業主体説 (経済的単一体説) は、当然に強く結び付いたものとして捉えられている。

その後、Baxter and Spinney (1975, 32) では、会計主体論の資本主説から連結財務諸表上の資本主説が、会計主体論の企業主体説から連結基礎概念の経済的単一体説 (企業主体説) が導かれるとされている⁶。後者につ

³ 比例連結は、資産負債等を比例持分だけ連結することから、資産負債等をすべて連結する全部連結 (full consolidation) と対比される使われ方をすることも多い。

⁴ さらに拡張すると、全部のれん方式も採りうるとされることもある (高須 1997, 38; 小形 2005, 117 等)

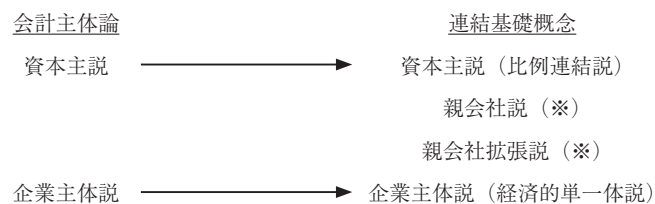
⁵ たとえば、大雄 (1977, 36) では、親会社説を資本主説に含めて扱っている。

図表 1 連結基礎概念に基づく会計処理等

	比例連結説	親会社説	親会社拡張説	経済的単一体説
連結範囲の決定	持株基準（過半数以下もありうる）	持株基準（過半数）	持株基準（過半数）	支配力基準
非支配株主持分の表示	非支配株主持分は認識されない	負債と資本（株主持分）の中間項目、または負債	負債と資本（株主持分）の中間項目	資本（株主持分）
非支配株主に帰属する利益の表示	非支配株主に帰属する利益は認識されない	純利益の控除項目	純利益の控除項目	純利益の内訳項目
未実現利益の消去方法	親会社持分相当額消去方式	親会社持分相当額消去方式	ダウン・ストリーム：全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム：全額消去・持分比率負担方式	ダウン・ストリーム：全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム：全額消去・持分比率負担方式
子会社の資産負債の評価	部分時価評価法	部分時価評価法	全面時価評価法	全面時価評価法
のれんの測定	購入のれん方式	購入のれん方式	購入のれん方式	全部のれん方式
支配獲得後の持分の変動	損益取引とみなされ、損益が認識される。	損益取引とみなされ、損益が認識される。	損益取引とみなされ、損益が認識される。	資本取引とみなされ、損益は認識されない。

（山地（2014, 122）より引用）

図表 2 Baxter and Spinney（1975）で示されている会計主体論と連結基礎概念の関係



※現行連結実務を説明し体系化するための基礎

（Baxter and Spinney（1975, 32）をもとに作成）

いては、Moonitz（1942）（1951）で示されている、企業主体説を連結財務諸表に適用した連結財務諸表の企業主体説と整合的である。

Baxter and Spinney（1975, 32）では、親会社説と親会社拡張説は、会計主体論に基づくものではないとされている。それら2つの説は、現行連結実務を説明し体系化するための基礎とされ、4つの説をある連続体の連結理論を表すと考えるならば、資本主説と経済的単一体説の間に位置するとされている⁷。これらをまとめると、図表2のとおりである。

3.2 会計主体論と連結基礎概念の関係に関する別の見解

会計主体論と連結基礎概念の関係については、1990年代から2000年代の日本の文献において、再び光が当てられた⁸。Moonitz（1951）等の伝統的な見解とは異なり、川本（2002）（2011）、梅原（2006）では、企業主体説と経済的単一体説は直接結びついていないという見解が示されている⁹。

川本（2002, 10-12）では、連結基礎概念における親会社説と経済的単一体説とを、それぞれ会計主体論における資本主説と企業実體説に結び付けて考えるのは難し

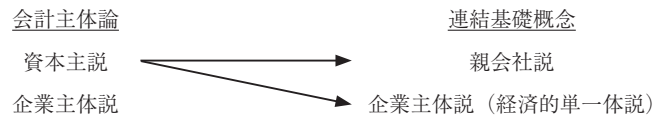
⁶ 前述のとおり、Baxter and Spinney（1975）では、経済的単一体説ではなく、企業主体説（entity theory）という表現がなされている。

⁷ Baxter and Spinney（1975, 32）では、4つの概念は数直線上に示されている。図表1では、縦に並べている。

⁸ 川本（2002, 第1章）のもとになる文献は、川本（1997）である。

⁹ 本稿で扱う資本主説と企業主体説以外の会計主体論に着目したものに佐藤（2003）がある。佐藤（2003, 51-52）では、利害関係者の位置付けや連結貸借対照表の本質に着目して、連結基礎概念における経済的単一体説は、代理人説の範疇にあるものであり、企業主体説が論理的に展開されたものではないとされている。企業主体説によるならば、少なくとも債権者と出資者とを第一義的に区別することはないにもかかわらず、経済的単一体説では、出資者である親会社株主および子会社株主の非支配株主と債権者は区別されており、親会社株主と子会社の非支配株主とを本人として、親会社株主（または親会社）を代理人とする代理人関係を含意しているとされている。

図表3 川本（2011）等における会計主体論と連結基礎概念の関係



（梅原（2006）、川本（2011）等をもとに作成）

いとされている。前者について、それ自体は資本主の範囲を明確にしえない資本主説が、連結に適用された場合は、非支配株主を積極的に資本主の範囲から排除することになるというのは合理的ではないとされている（川本2002, 12）。後者について、非支配株主持分は債務としての性格を有していないために資本であるという Moonitz（1951）の主張について、負債と資本が明確に区別されていることから、企業主体説の考え方と異なるとされている（川本2002, 10-11）。

梅原（2006, 22-24）においては、連結貸借対照表の表示や支払利息と支払配当金の取扱いなどから、連結基礎概念における経済的単一体説は、企業主体説とは直接的な関係がないと解釈できるとされている。そのうえで、梅原（2006, 24）では、親会社説と経済的単一体説の対立は、会計主体論の資本主説と企業主体説のそれではなく、連結純資産が株主持分をあらわすという前提のもとで、特定の株主を重視するか否かの違いにあるため、会計主体論の資本主説と連結基礎概念としての経済的単一体説は、理論的にも両立可能といえるとされている。

川本（2011, 183-185）では、川本（2002）と同様、会計主体論と連結基礎概念の結びつきが否定されている。ただし、会計主体論の資本主説と、連結基礎概念の親会社説や経済的単一体説について、結びつきがありうるとされている。

これらの文献では、図表3のように、Moonitz（1951）や Baxter and Spinney（1975）で示されている会計主体論の企業主体説と経済的単一体説の結びつきが否定されており、会計主体論の資本主説と連結基礎概念の親会社説と経済的単一体説との結びつきがありうることが示

されている。

4 会計主体論と連結基礎概念の関係の議論のもととなる資本主説と企業主体説の特徴

本節では、前節で取り上げたような関係の見解の差異の理由について検討する。とりわけ、連結基礎概念の経済的単一体説が会計主体論の企業主体説に基づいているのか資本主説に基づいているのかについて見解の相違があるため、ここでは会計主体論における資本主説と企業主体説を概観したうえで、2つの見解が資本主説と企業主体説をどのように捉えているのかに着目することとする。

4.1 会計主体論の概要

会計主体論とは、誰の立場で会計を行うか、すなわち会計が依拠する主体についての考え方である（山地2014, 119）¹⁰。その最も代表的なものとして、先述の資本主説（proprietorship theory）と企業主体説（entity theory）がある¹¹。その他に、代理人説（agency theory）、企業体説（enterprise theory）、コマンダー説（commander theory）、資金説（fund theory）等がある¹²。以下では、連結基礎概念との関係で取り上げられる、会計主体論の代表的な2つの説の資本主説と企業主体説について、新井（1963）（1978）、山地（2014）等をもとに説明する¹³。

（1）資本主説

資本主説とは、企業を所有する資本主（株主）の立場を重視する考え方である（Sprague 1907; Hatfield 1916

¹⁰ 会計主体論は、持分に関する理論として解釈されることも多い。たとえば、具体的な説が、持分会計論のなかで議論されることもあれば（番場 1959; 1968 等）、資本金論の一般理論（general theories of accounting for ownership equities）（Baxter and Spinney 1975）、資本理論（theories of equity）（Schroeder et al. 2001; Schroeder et al. 2011）等として言及されることもある。また、負債と資本の区分の議論に際して言及されることもある（川村 2004 等）。

¹¹ 会計主体論については、米国とほぼ同時期に、日本でも盛んに議論が行われた。この議論は、いわゆるエンティティ論争（飯野 1957, 10）や会計主体論争（新井 1963, 225）と呼ばれることもある。

¹² 代理人説については Husband（1954）、企業体説については Suojanen（1954）、コマンダー説については Goldberg（1965）、資金説については Vatter（1947）等を参照。会計主体論の包括的な整理については、新井（1963）（1978）、飯野（1957）、佐藤（1957）、番場（1959）（1968）、松本（1984）等を参照。

¹³ Newlove and Garner（1951, 21-22）では、Littleton（1933）等をもとに2つの会計主体論の整理が行われている。番場（1959, 44-46）も参照。

等)¹⁴。積極的財産を示す資産と消極的財産を示す負債の差額である純資産は資本主に帰属する持分とみなされる。負債は資本主持分のマイナスの構成要素であるので、資本主持分とは明確に区分しなければならない。

資本主説における会計等式：資産－負債＝資本主持分
純資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲が費用とみなされる。支払利息は費用項目であり、支払配当金は成果である純利益の分配としての利益処分項目である。

(2) 企業主体説

企業主体説とは、資本主とは別個の企業自体の立場を重視する考え方である (Paton 1922; Paton and Littleton 1940 等)。企業が所有する資産は企業自体の資産であり、資本提供者である株主と債権者の資産に対する持分 (請求権) は同等とみなされる。負債は債権者持分であり、資本 (株主持分) は資本主の持分である。負債と資本は共に企業の資産に対する持分を意味するので、両者を明確に区分する必要はない¹⁵。

企業主体説における会計等式：資産＝持分

支払利息および支払配当金は、資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲としての費用項目または純利益の分配としての利益処分項目であり、両者はいずれも同様に処理される。

(3) 資本主説と企業主体説の特徴

これらの資本主説と企業主体説について、Newlove and Garner (1951, 21-22) では、図表 4 のように、14 項目にわたって資本主説と企業主体説の特徴の概要がよく整理されている¹⁶。なお、Schroeder et al. (2011) 等における現代の資本会計に関する理論でも、おおむね同様の記載が行われている。

第 3 節で取り上げた会計主体論と連結基礎概念の関係を論じた文献は、これらのすべてを前提としているのであろうか。それとも、特定の特徴に着目しているのだろうか。これらについて、Newlove and Garner (1951, 21-22) を参照しながら検討する。

4.2 Moonitz (1951) 等における会計主体論の前提

Moonitz (1951) では、先述のように、会計主体論の企業主体説から、連結財務諸表における企業主体説 (連結基礎概念の経済的単一体説) が展開されている。そこでは、法実体 (legal entity) ではなく経済実体 (economic entity) に着目がなされている¹⁷。Moonitz (1951) 等における企業主体説では、Newlove and Garner (1951, 21-22) の企業主体説の特徴 13 の「所有主と企業の区別」が特に重視されていると考えられる。FASB (1991) において連結上の企業主体説が経済的単一体説と名付けられているのも、経済実体 (economic entity または economic unit) という趣旨を明確に反映したものと考えられる。

これは、Paton and Littleton (1940) 等において、資本主説と比較して示される企業実体説に通じている。中島 (1979) では、Paton and Littleton (1940) 等における企業主体説は、企業の会計および財務諸表は、資本主の持分の計算ではなく、そこから独立した、企業それ自体が保有する資産と持分との変動を明らかにするものだという考え方とされている (中島 1979, 17)。この転換によって、純資産増減計算から企業活動の会計への発展が会計理論上捉え直され、純資産の増加または減少でなく、収益と費用という概念が登場したと解されるとされている (中島 1979, 17)¹⁸。加藤 (1978, 141-142) でも、Paton (1922) 等の企業主体説は、営業利益の強調や営業利益とそれ以外の区別、営業利益以外のものの純利益と剰余金への区分、留保利益 (利益剰余金) と資本剰余金の区分等に会計的意味があるとされている。これらの点は、Newlove and Garner (1951, 21-22) の企業主体説の特徴 8~10, 14 等で利益の内容が重要であると示されているとおりである。

なお、Paton (1922), Paton and Littleton (1940) 等によって批判されるような, Sprague (1907) や Hatfield (1916) 等で示されている資本主説の特徴は、企業の資産、負債および資本の変動は、資本主の純資産の増減と捉えられ、収益および利得は資本主純資産の増加である点で同じとされるようなものである (中島 1968, 314)。

¹⁴ 資本主説の成立に関する経緯については、Littleton (1933) や中野 (1992) (2012) 等に詳しい。

¹⁵ Clark (1993) では、資本構成の無関連性について、同じ結論に至った Paton (1922) と Modigliani and Miller (1958) 等をまとめて Paton/MM モデルと呼んでいる。

¹⁶ それに基づいて、同様の整理が番場 (1959, 44-46) 等でも行われている。なお、Newlove and Garner (1951, 21-22) では、tenet (教義) という表現が用いられている。

¹⁷ 川本 (2002, 10) でも、法実体を超えた経済実体である企業集団が会計単位として設定されることを強調していると指摘されている。

¹⁸ この意味では、Paton and Littleton (1940) の企業実体説は、収益費用アプローチとも捉えられよう。むしろ、Newlove and Garner (1951) で整理されている資本主説は、純財産の増分が利益と捉える点や実現可能価額に焦点を当てる点では、(収益費用アプローチと対立的な) 資産負債アプローチに近いといえるのかもしれない。

図表 4 資本主説と企業主体説の特徴

	資本主説	企業主体説
1. 会計の主な目的	企業の所有者による自己の財産の詳細および総額に関する会計	(エンティティとしての) 企業に委託され、その目的に差し出されたすべての財産に関する「外部者」(所有者および債権者) への会計
2. 負債資本と資産との関係	資本主は、すべての資産を所有しているが、債権者に特定の金額を負っている。	企業は、すべての資産を所有している。負債および資本は、ともに資産に対する請求権である。
3. 会計等式	資産 - 負債 = 資本	資産 = 負債 又は 資産 = 負債 + 資本 又は 資産 = 持分 又は 資産 = 投資
4. 資本の性質	所有者の企業への拠出 + 引出されていない純利益(すなわち企業の正味の富)	企業目的を実行する際に用いられているすべての財産(有形・無形の両方)の合計額
5. 資本の源泉	所有者の投資 + 引出されていない利益(企業で活用されている財産の源泉が重要)	所有者の投資(+ 引出されていない利益) + 短期または長期の負債によって購入される財産 + リース財産 + 受贈財産等(財産の源泉は重要でない)
6. 所有者と債権者の区別	注意深い区別が必要	当該理論に関する限りにおいて区別は必要でない
7. 負債の性質	負債は負の資産すなわち消極財産であり、会計プロセスにおいて、厳格に定義され分離されなければならない。	負債を「資本主投資」と同じく資本の源泉とみる。資産に対する請求権は、分類が困難なため、厳格な区分を行うのに資する特定の会計目的はない。この区分は純粋に法的なものとみる。
8. 利益の性質	利益は純財産の増加、すなわち、積極財産と消極財産の正味の数値の増加	利益は、回収額が支出額を超過することによる、資本主に対する企業の非法的負債の増加。「純利益」という用語がしばしば用いられる。
9. 利益の源泉	源泉は、どのような資本の増加であれ、特段の重要性をもたない。源泉は経常的な増加と臨時的な増加の両方を含みうる。	うまく行った事業活動のみが利益をもたらすため、源泉はとても重要である。
10. 利益に関する期間性の重要性	あまり重要でない	各期の「純利益」と呼ばれる額が主たる重要性をもつ。期間性の要素は、包括的、長期的な資産増加よりも大きな重要性をもつ。
11. 資産と費用の関係	費用は、損失とほぼ同様で、すなわち、資本からの控除額と解される。資産と費用は、遠い関係にすぎない。	費用と資産は同一カテゴリーにあり、すなわち、ともに利益を生む手段である。両社の差異は、特定の単位の収益に関連付けられる割当の時期にある。
12. 資産の性質	資産は、債権者に弁済するために売却を待機している物件または実現可能な請求権である。資産は本質的に債務弁済の手段である。	資産のほとんどが、生産のために行われた支出である。それらは、企業目的のための割当または使用を待機している。
13. 所有主と企業の区別	区別されない。企業はエンティティではない。	厳格に区別される。所有者と企業は別個のものであり、企業は1つのエンティティである。
14. 会計処理上の焦点	(a) 貸借対照表価額、特に短期の実現可能価額 (b) 企業のさまざまな利害関係者の法的関係、すなわち、所有者持分と債務 (c) 減価償却と資本維持の関係	(a) 原価と収益の関連 (b) 期間利益の報告 (c) ゴーイング・コンサーンとしての評価概念、たとえば、原価要素としての減価償却や材料費算定 (d) 原価、費用、および損失の区別 (e) 営業項目・営業外項目の区別

(Newlove and Garner (1951, 21-22) より引用)

Newlove and Garner (1951, 21-22) の資本主説の特徴 8~14 に該当する。このような特徴に着目して資本主説に言及する場合には、経済的単一体説はもちろん、親会社説も資本主説と整合的であるということはなさそうである。

4.3 川本(2011)等における会計主体論の前提

川本(2011, 184)では、先述のように、連結基礎概念

(少なくともそこで挙げられている親会社説と経済的単一体説)は、会計主体論における資本主説だけを前提としているとされている。この見解のもととなる資本主説の特徴の代表的なものは、図表4でいえば、特徴3の会計等式「資産 - 負債 = 資本」と所有者と債権者の区別であると考えられる。貸借対照表は、資産、負債、資本(資本主持分)に区分され、資本主にとっての持分や利益が算定される。いわば貸借対照表等に関する帰結に着目す

るものである。一方で、川本（2011）等では、Newlove and Garner(1951, 21-22)の資本主説の特徴10～14には、触れられていない。川本（2011）等では、現行制度を前提にして議論していると考えられることから、Newlove and Garner（1951）での資本主説のすべてを前提にしているとはいえないように思われる。

また、川本（2002）等では、負債と資本を同様に扱っていない経済的単一体説は、会計主体論の企業主体説から導くのは難しいとされる。たとえば、川本（2002, 10）では、企業実体説は、負債や資本はともに資金の源泉を表していると考えられるため、資本主の持分と債務とは明確に区別されないという見解をとっている。梅原（2006）では、負債と資本の区分やそこから生じるフロー（利息や配当）に着目がなされている。これらの文献が着目していると考えられるのは、貸借対照表上の負債と資本やそのフローの性質（費用か配当か）について、同様に扱うべきであるとされる企業主体説である¹⁹。Newlove and Garner（1951, 21-22）の企業主体説の特徴6の所有者と債権者の区別に関する「当該理論に関する限りにおいて区別は必要でない」という記述や特徴7の「負債を「資本主投資」と同じく資本の源泉とみる」という記述に関連するものである。

5 会計主体論と連結基礎概念の関係に関する2つの見解の再検討

このように、連結基礎概念と会計主体論との関係を議論している2つの異なる見解は、同じ会計主体論に言及している場合でも、それぞれ異なる特徴に着目している。したがって、たとえば、企業主体説について、法実体ではなく経済的実体に着目するという特徴、あるいは負債と資本を同様に扱うという特徴、のいずれに着目するかで、経済的単一体説に対する帰結が異なることになる。

この2つの見解は、相容れない全く異なるものと片付けてしまってよいのであろうか。それを解くカギは、企業主体説における負債と資本の区分の要否や可否にあるように思われる。

5.1 企業主体説における負債と資本の区分

川本（2011）等の議論の前提にあった2つの会計主体論を分ける大きな特徴の1つとして、負債と資本の区分があった。第4節で挙げたNewlove and Garner（1951,

21-22）の資本主説の特徴6では、所有者と債権者の区別について「注意深い区別が必要」とされ、資本主説では、負債と資本の区分が必要であるとされる。一方、Newlove and Garner（1951, 21-22）の企業主体説の特徴6では、所有者と債権者の区別について「当該理論に関する限りにおいて区別は必要でない」とされ、特徴7では、負債の性質について「資産に対する請求権は、分類が困難なため、厳格な区分を行うのに資する特定の会計目的はない。この区分は純粋に法的なものとみる」とされており、企業主体説のもとでは、負債の区分を設けることや、負債と資本の区分を行うことは、必要でないとされる。

それでは、企業主体説では、負債と資本の区分は禁止されるのであろうか。負債と資本の区分を行う場合、企業主体説を棄却し、資本主説を採用したことが論理的に導かれるのであろうか。このことについて、企業主体説の代表的な文献であるPaton and Littleton（1940）を研究対象とした中島（1979）等の見解を見てみよう。

Paton and Littleton（1940）等の企業主体説において、負債と資本の区分、すなわち債権者持分と株主持分とに持分を分類することについて、中島（1979, 82-83）では、「企業実体説を非常に拡大して解釈するものからはそのような分類それ自体が企業実体説に反するではないか」という疑問が提起されるようだが、「序説」が主張しているのは、企業実体説によって、資産が所有主持分の一構成要素としてでなく企業それ自体の資産と理解されるべきことであって、債権者と株主、あるいは負債と資本との区別を無視するというのではない」と、明確に述べられている。さらに、利益留保額もあくまで株主持分として理解しているのであって、株主持分と切り離されたものとして企業体持分という概念を提唱する考えは認められないとされている（中島1979, 83）。

会計主体論と連結基礎概念を扱った中島（1968）でも、企業主体説をとった場合に、負債と資本との区別が不鮮明になることが許されるとの主張はどこにも見当たらないと強調されている（中島1968, 315）²⁰。持分主体のグループ分けに応じて各グループ別に持分を明らかにすることは、会計の責任とまで述べられている（中島1968, 316）。そのうえで、企業実体説が重視されたからといって、連結持分もしくは支配株主持分と非支配株主持分との区分表示が不必要となる、あるいはその必要度が減ず

¹⁹ ただし、フローの性質について、Paton and Littleton（1940）では、ケースによって異なりうることも示されており、慎重な記述がなされているようにも思われる。

²⁰ 連結基礎概念については、連結貸借対照表における非支配株主持分の表示以外の論点を含めて、中島（1968）の他、中島（1991）（1994）でも扱われている。

るということはないとされている（中島 1968, 316）。企業主体説を連結財務諸表に適用した Moonitz（1951）においても、少数株主持分（非支配株主持分）は、連結資本において支配持分と区分して表示すること、負債として区分することは不適切であることなど、負債と資本の区分を前提とした議論が行われている。

このように、企業主体説では、負債と資本の区分が禁止されているように理解するのは難しいように思われる。さらに、Newlove and Garner（1951）のような一般的な理解とは異なり、Paton and Littleton（1940）等の企業主体説では、負債と資本の区分は必要不可欠であり、それを前提に議論が組み立てられている。したがって、負債と資本の区分が行われていることだけで、企業主体説を棄却してしまうべきではないということになる。

そうすると、負債と資本の特徴等については、資本主説と企業主体説に大きな差異がなくなるようにも思われるが、そのような理解は可能なのだろうか。

5.2 会計主体論における資本主説と企業主体説の関係

先述の中島（1968）（1979）のような企業主体説のもとでも負債と資本の区分が必要であるという見解は、負債と資本を明確に区分するという点でいえば、むしろ、企業主体説が資本主説（または代理人説）に属するとするような見解とも通じているように思われる。

たとえば、山梶（1956, 116-117）では、Paton and Littleton（1940）等の企業主体説について、利益を企業自体の利益と取扱うことが相対的暫定的な処置にすぎず、企業主体の独立性がそこまで強く考えられておらず、むしろ代理人説的な考え方であるとされている。同様に、新井（1978, 214）でも、Paton（1922）等は、資本主から分離した企業自体の存在を認めてはいるものの、単にこのような分離を「法的な見地」に立って行っているにすぎず、実質的には所有主の見地あるいは所有主の代理人の見地をとっていると考えられるとされている。そうすると、Paton and Littleton（1940）等の企業主体説は、株主にとっての資本を明確に区分するという意味では、資本主説に属する系統の考え方という捉え方もできよう²¹。

したがって、Paton and Littleton（1940）等の企業主体説について、前節の企業主体説のもとでも負債と資本

の区分が必要であると捉える見解（中島 1968；1979 等）だけでなく、その実質が資本主説（または代理人説）と捉える見解（山梶 1956；新井 1978 等）によっても、負債と資本の区分が行われ、非支配株主持分は負債には該当しないことが示されている Moonitz（1951）等の経済的単一体説は、企業主体説と整合的である（矛盾しない）といえる。

さらに、山梶（1956）や新井（1978）のような企業主体説の実質が資本主説（または代理人説）と捉える見解は、経済的単一体説が資本主説と結びつくという梅原（2006）、川本（2011）の見解とも整合的である。梅原（2006）、川本（2002）（2011）等の会計主体論と連結基礎概念に関する新しい見解は、企業主体説の本質に関する鋭い指摘であったということもできるであろう。そうすると、企業主体説において負債と資本の区分を認めるような場合、一見相反するような会計主体論と連結基礎概念の関係に関する2つの議論は、矛盾することなく根っこでつながっているということがいえよう。

5.3 現行会計基準の体系に対する含意

本稿で取り扱った、経済的単一体説が、企業主体説に基づくという見解と、資本主説に基づくという見解は、現行の会計基準の体系に関する見解とも密接につながっている。現行の会計基準の体系について、会計主体論の資本主説と企業主体説という視点からみると、①資本主説が採られているという見解、②企業主体説が採られているという見解、③2つの説が混在しているという見解がありうる。

川本（2011）等では①の見解が、Moonitz（1951）や中島（1968）等では②の見解が採られていると考えられる。Newlove and Garner（1951, 20-25）等のように、資本主説と企業主体説は、二項対立的なものとして整理されることもしばしばであるが、新井（1978）等のように、企業主体説の本質が資本主説に属するような考え方であるとするならば、これらの2つの見解は、同じものを異なるように表現しているなどといった別の可能性もあろう。

さらに、③の見解が採られている文献もある。Schroeder et al.（2011, 483）では、会計の世界では、特定の会計主体論を採用しないままに、財務報告書の様式に変更が加えられてきたとされている²²。

²¹ 中野（1992）、桑原（2008）等においても、資本主説と企業主体説が必ずしも対立構造にあるとは限らないことが示されている。

²² 川村（2019, 162）では、資本主説と企業主体説は、常にいずれかの理論が普遍的に適用されるというよりも、現在の会計実務においては両方の系譜に属する会計処理が混在しているというのが実態であるとされている。

これらの見解は、前提や重視する点が異なりうることから、比較検討には注意が必要である。現行の会計基準の体系においていずれの見解が採られているのかということについては、会計基準設定主体から公表されている概念フレームワーク（FASB 2010, FASB 1985 等）に関する検討を含めて、機会を改めて検討することとしたい。

6 おわりに

連結基礎概念における経済的単一体説は、会計主体論の企業主体説と結びつくのか、資本主説と結びつくのかを中心に、会計主体論と連結基礎概念の関係について見解が分かれている。前者の見解は Moonitz (1951) や Baxter and Spinney (1975) 等によって、後者の見解は梅原 (2006)、川本 (2002) (2011) 等によって主張・整理がなされてきている。

そこで、本稿では、この会計主体論と連結基礎概念の関係について再検討を行った。会計主体論の資本主説と企業主体説にはさまざまな特徴があり、どの特徴に着目するかが会計主体論と連結基礎概念の関係の解釈の違いをもたらしていると考えられた²³。特に、2つの見解の差異は、企業主体説と経済的単一体説の関係の有無にある。その差異の原因は、企業主体説のどの特徴に着目するかにあると考えられた。企業主体説において、法的実体ではなく経済的実体に焦点を当てるという特徴に着目するならば、Moonitz (1951) 等のように、企業主体説から経済的単一体説が導出される。一方、企業主体説において、所有者と債権者の区別が必要でないという特徴に着目するならば、川本 (2011) 等のように、経済的単一体説は、企業主体説ではなく、むしろ資本主説に結びつきうるとされる。

しかし、中島 (1968, 315-316) 等では、Paton and Littleton (1940) 等の企業主体説のもとでも、負債と資本の区分は必要であるとされ、企業主体説をとった場合に、資本と負債との区別が不鮮明になることが許されるとの主張はどこにも見当たらないとまで主張されている。Newlove and Garner (1951) のような一般的な理解とは異なり、企業主体説をこのように捉えるならば、Moonitz (1951) 等の経済的単一体説は、企業主体説と矛盾するということはないということを示した。さらに、このような負債と資本の区分が必要であるとされるような企業主体説は、新井 (1978) 等のように、その実質は資本主説や代理人説と捉えることもできる。

したがって、全く異なる対立しているように見えるような Moonitz (1951) 等と川本 (2011) 等の2つの見解は、企業主体説において負債と資本の区分を認めるとき、矛盾したものとはならないと指摘した。FASB (2007) とIASB (2008) と整合的であるとされる経済的単一体説は、Moonitz (1951) 等がいうように企業主体説と結び付くと説明できる一方で、企業主体説の解釈次第では、川本 (2011) 等で示されているように資本主説等とも結びつきうると考えられるのである。梅原 (2006)、川本 (2002) (2011) 等の会計主体論と連結基礎概念に関する新しい見解は、改めて企業主体説の本質について光を当てた文献としても評価することができよう。

今後の課題として、たとえば、次の2つが挙げられる。第1に、現行会計基準の体系に対する含意として複数の見解を示した会計主体論から見た現行会計基準の位置付けについて、いずれの見解が採られているのかを検討することである。その際、本稿では、会計主体論と連結基礎概念の2つの異なる見解に焦点を当てるために、会計主体論について、資本主説と企業主体説のみに着目したが、その他の説も含めてより広く検討する必要があるかもしれない。第2に、親会社説と経済的単一体説等の連結基礎概念について、再検討することである。本稿ではそれらの詳細な内容に立ち入らずいわば所与のものと議論していたが、第2節で見たように文献によって扱われる連結基礎概念が異なることや同じ連結基礎概念でも複数の見解がありうることから、改めての検討が必要であろう。

付記 本稿は、2020年9月に北海道大学・北星学園大学（オンライン）で開催された日本会計研究学会第79回大会における「会計主体論と連結基礎概念の関係の再検討」と題する自由論題報告をもとにしている。当該報告の質疑応答では、司会の関西学院大学の山地範明先生、中部大学の威知謙豪先生から貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。もちろん、ありうべき誤謬等は、筆者の責に帰するものである。

参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106 (1): 31-36.
Clark, M. W. 1993. Entity Theory, Modern Capital Structure

²³ 同じ用語でも異なる意味で議論されることについて、たとえば、岩田 (1956) では動態論の貸借対照表と静态論の貸借対照表の意味が、斎藤 (1995, 126-127) (2019, 81-82) では原価主義の2つの意味が、辻山 (2007) では2つの資産負債アプローチの意味が、明らかにされている。

- Theory, and the Distinction between Debt and Equity. *Accounting Horizons* 7 (3): 14-31.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1985. Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 6. *Elements of Financial Statements*. Stamford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2010. Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 8. *Conceptual Framework for Financial Reporting—Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. Norwalk, CT: FASB.
- Goldberg. 1965. *An Inquiry into the Nature of Accounting*. New York, NY: American Accounting Association.
- Hatfield, H. R. 1916. *Modern Accounting*. New York, NY: D. Appleton and Company.
- Husband, G. R. 1954. The Entity Concept in Accounting. *The Accounting Review* 29 (4): 552-563.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- Modigliani, F., and M. Miller. 1958. The cost of capital, corporation finance, and the theory of investment. *American Economic Review* 48 (3): 261-297.
- Littleton, A. C. 1933. *Accounting Evolution to 1900*. New York, NY: American Institute Publishing Co. (片野一郎訳. 1978. 『リトルトン会計発達史 (増補版)』同文館出版.)
- Moonitz, M. 1942. The Entity Approach to Consolidated Statements. *The Accounting Review* 17 (3): 236-242.
- Moonitz, M. 1951. The Entity Theory of Consolidated Statements. Brooklyn, NY: The Foundation Press, Inc. (片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注. 1964. 『連結財務諸表論』同文館出版.)
- Newlove G. H. and S. P. Garner. 1951. *Advanced Accounting*. Boston, MA: D. C. Heath and Company.
- Paton, W. A. 1922. *Accounting Theory*. New York, NY: Ronald Press.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. Chicago, IL: American Accounting Association. (中島省吾訳. 1958. 『会社会計基準序説 (改訳版)』森山書店.)
- Schroeder, R. G., M. W. Clark, and J. M. Cathey. 2001. *Financial Accounting Theory and Analysis 7th Edition*. New York, NY: John Wiley & Sons. (加古宜士・大塚宗春監訳. 2004. 『財務会計の理論と応用』中央経済社.)
- Schroeder, R. G., M. W. Clark, and J. M. Cathey. 2011. *Financial Accounting Theory and Analysis 10th Edition*. New York, NY: John Wiley & Sons.
- Sprague, C. E. 1907. *The Philosophy of Accounts*. Lawrence, KS: Scholars Book Co.
- Suojanen, W. W. 1954. Accounting Theory and the Large Corporation. *The Accounting Review* 29 (3): 391-398.
- Vatter, W. J. 1947. *Fund Theory and Its Implication for Financial Reports*. Chicago, IL: The University of Chicago Press. (飯岡透・中原章吉訳. 1971. 『バッター 資金会計論』同文館.)
- 秋葉賢一. 2014. 「経済的単一体説の展開—わが国での対応も含めて」『企業会計』66 (1): 110-117.
- 浅野敬志. 2000. 「連結基礎概念と連結会計手続に関する諸検討」『年報経営分析研究』16: 68-75.
- 新井清光. 1963. 「会計主体論争」飯野利夫・山榊忠恕編『会計学基礎講座第1巻 企業会計原理』有斐閣.
- 新井清光. 1978. 『会計公準論 (増補版)』中央経済社.
- 飯野利夫. 1957. 「財務会計セミナー」『企業会計』9 (6): 2-18.
- 岩田巖. 1956. 『利潤計算原理』同文館.
- 上田晋一. 2008. 「連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷—文献レビューと国際的な会計基準の動向—」『成城大学経済研究』180: 99-118.
- 梅原秀継. 2006. 「会計主体と株主持分—一般理論および連結基礎概念の適用をめぐる—」『会計』169 (4): 13-28.
- 大雄智. 2010. 「二つの経済的単一体説」『会計』177 (4): 75-89.
- 大雄令純. 1977. 『精説連結会計論』同文館出版.
- 小形健介. 2004. 「連結基礎概念の意義に関する史的アプローチ」『長崎県立大学論集』38 (3): 71-93.
- 小形健介. 2005. 「連結基礎概念展開の帰結—Baxter = Spinneyの親会社拡張概念に焦点を当てて—」『長崎県立大学論集』38 (4): 101-119.
- 加藤盛弘. 1978. 「『会計学原理』・『会計理論』」宮上一男編著『会計学講座第5巻 ベイトン研究』世界書院.
- 川村義則. 2004. 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』23 (2): 73-103.
- 川村義則. 2019. 『論点で学ぶ財務会計』新世社.
- 川本淳. 1997. 「連結基礎概念の意義—実体概念と親会社概念を中心として—」『経済と経済学』83: 61-72.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 川本淳. 2011. 「エンティティーと持分」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- 企業会計基準委員会. 2013. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 桑原正行. 2008. 『アメリカ会計理論発達史—資本主理論と近代会計学の成立』中央経済社.
- 斎藤静樹. 1995. 「企業会計における価値と原価—資産評価の根底にあるもの—」前田貞芳編『浅羽二郎先生古稀記念論文 変貌する社会と会計』森山書店.
- 斎藤静樹. 2019. 『会計基準の研究<新訂版>』中央経済社.
- 佐藤孝一. 1958. 「会計主体論をめぐる若干の問題点」『企業会計』10 (1): 12-22.
- 佐藤信彦. 2003. 「少数株主持分の性格—会計主体との関連を中心にして—」『企業会計』55 (7): 48-54.
- 高須教夫. 1997. 「親会社説の踏襲—「所有」概念と「支配」概念の錯綜—」『企業会計』49 (13): 33-40.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学

- 経済経営研究所. 1-70.
- 辻山栄子. 2007. 「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』 628 : 30-37.
- 中島省吾. 1968. 「連結理論と持分会計」 番場嘉一郎責任編集『持分会計論』中央経済社. 283-322.
- 中島省吾. 1979. 『「会社会計基準序説」研究』森山書店.
- 中島省吾. 1991. 「連結財務諸表原則の見直し」『税経通信』 46 (12) : 2-7.
- 中島省吾. 1994. 「連結会計における所有主持分説と企業実体説」『南山経営研究』 9 (2) : 207-214.
- 中野常男. 1992. 『会計理論生成史』中央経済社.
- 中野常男. 2012. 「近代会計理論の生成—19世紀英米会計文献に見る資本主理論生成過程の点描—」千葉準一・中野常男『体系 現代会計学 [第8巻] 会計と会計学の歴史』中央経済社.
- 番場嘉一郎. 1959. 「持分会計の基本理論」 番場嘉一郎責任編集『持分会計論』中央経済社. 2-91.
- 番場嘉一郎. 1968. 「持分会計の基本理論」 番場嘉一郎責任編集『持分会計論』中央経済社. 3-93.
- 松本稜. 1984. 「会計の目的と基礎概念」山榎忠恕編著『文献学説による会計学原理の研究』中央経済社.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系 現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
- 山榎忠恕. 1956. 「ビジネス・エンティティ論への反省」『産業経理』 16 (1) : 114-120.